

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福島県は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- 当システムにアクセスする際は、予め利用者を登録して個人毎のID、パスワードによる利用者の制限、IPアドレスによる利用可能端末の制限を行っている。
- アクセスや操作の状況は、当システムで記録を行っている。

評価実施機関名

福島県知事

公表日

令和7年5月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】・生活保護の実施・生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答・生活保護の申請に係る事実についての審査・職権による生活保護の開始若しくは変更・生活保護の停止若しくは廃止・就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答・保護に要する費用の返還・徴収金の徴収、生活保護電算システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携</p> <p>※医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理、医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務、医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p> <p>※福島県が委託元となる事務</p>
③システムの名称	生活保護電算システム、統合宛名システム、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表 項番23, 135 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める命令 第15条, 第48条 ・福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第4条 別表第一 五 ・生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条, 第19条第8号, 第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表の情報提供者の項番(42, 43, 125, 161, 162) <p>2 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条表の情報提供者の項番(13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172), 第15条, 第16条, 第20条, 第22条, 第30条, 第39条, 第42条, 第44条, 第50条, 第51条, 第55条, 第61条, 第65条, 第71条, 第76条, 第77条, 第78条, 第88条, 第89条, 第91条, 第98条, 第127条, 第134条, 第143条, 第146条, 第153条, 第157条, 第160条, 第163条, 第169条, 第170条, 第171条, 第172条, 第173条並びに第174条 <p>3 福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第二 四</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福島県総務部文書法務課 住所: 福島県福島市杉妻町2-16 電話024-521-7083
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福島県保健福祉部社会福祉課 住所: 福島県福島市杉妻町2-16 電話024-521-7323
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人番号登録時には、本人からの個人番号取得の徹底や、住民基本台帳ネットワークシステムによる照会時に4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p> </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	職員が設定したパスワード及び顔認証を用いた2要素認証を行うことにより、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセス権限は年度ごとに更新している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月5日	I 関連情報—5. 評価実施 機関における担当部署—②所属長名	社会福祉課長 三津間 和栄	社会福祉課長 大野 俊英	事後	
平成29年12月5日	II しきい値判断項目—1. 対象人数—「いつの時点の計数か」	平成26年7月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	
平成29年12月5日	II しきい値判断項目—2. 取扱者数—「いつの時点の計数か」	平成26年7月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	
令和1年5月1日	I 関連情報—5. 評価実施 機関における担当部署—②所属長の役職名	社会福祉課長 大野 俊英	社会福祉課長	事後	
令和1年5月1日	II しきい値判断項目—1. 対象人数—「いつの時点の計数か」	平成29年11月1日時点	平成31年5月1日時点	事後	
令和1年5月1日	II しきい値判断項目—2. 取扱者数—「いつの時点の計数か」	平成29年11月1日時点	平成31年5月1日時点	事後	
令和1年5月1日	IV リスク対策	(項目なし)	(新項目)	事後	
令和2年12月7日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務 の概要	【概要】生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】・生活保護の実施・生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答・生活保護の申請に係る事実についての審査・職権による生活保護の開始若しくは変更・生活保護の停止若しくは廃止・就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答・保護に要する費用の返還・徴収金の徴収	【概要】生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】・生活保護の実施・生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答・生活保護の申請に係る事実についての審査・職権による生活保護の開始若しくは変更・生活保護の停止若しくは廃止・就労自立給付金若しくは進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答・保護に要する費用の返還・徴収金の徴収	事前	
令和2年12月7日	I 関連情報 1情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二における情報照会者の項番(26) 2 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の情報提供者の項番 (9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120)	1 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二における情報照会者の項番(26) 2 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の情報提供者の項番 (9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120)	事前	
令和2年12月7日	II しきい値判断項目—1. 対象人数—「いつの時点の計数か」	令和1年5月1日	令和2年5月1日	事前	
令和2年12月7日	II しきい値判断項目—2. 取扱者数—「いつの時点の計数か」	令和1年5月1日	令和2年5月1日	事前	
令和3年6月21日	I 関連情報 1情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二における情報照会者の項番(26) 2 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の情報提供者の項番 (9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120)	1 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二における情報照会者の項番(26) 2 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の情報提供者の項番 (9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120)	事前	
令和4年11月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 項番15 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令 第15条	・番号法第9条第1項 別表第一 項番15 項番101 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令 第15条	事前	
令和4年11月1日	I 関連情報 1情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二における情報照会者の項番(26) 2 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の情報提供者の項番 (9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120)	1 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二における情報照会者の項番(26) 2 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の情報提供者の項番 (9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120,121)	事前	
令和5年4月28日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務 の概要	【概要】生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】・生活保護の実施・生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答・生活保護の申請に係る事実についての審査・職権による生活保護の開始若しくは変更・生活保護の停止若しくは廃止・就労自立給付金若しくは進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答・保護に要する費用の返還・徴収金の徴収、生活保護電算システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ※医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理、医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※福島県が委託元となる事務	【概要】生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】・生活保護の実施・生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答・生活保護の申請に係る事実についての審査・職権による生活保護の開始若しくは変更・生活保護の停止若しくは廃止・就労自立給付金若しくは進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答・保護に要する費用の返還・徴収金の徴収、生活保護電算システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ※医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理、医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※福島県が委託元となる事務	事前	
令和5年4月28日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③システム の名称	生活保護電算システム、統合宛名システム、中間サーバー	生活保護電算システム、統合宛名システム、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和5年4月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 項番15 項番101 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令 第15条	・番号法第9条第1項 別表第一 項番15 項番101 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令 第15条 ・福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第一 五	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 番号法第9条 番号法第19条第8号 別表第二における情報照会者の項番(26)、(121) 2 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の情報提供者の項番 (9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120)	1 情報照会の根拠 番号法第9条 番号法第19条第8号 別表第二における情報照会者の項番(26)、(121)、第19条第9号 2 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の情報提供者の項番 (9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120) 3 福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第二 四	事前	
令和5年11月2日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	【概要】生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】・生活保護の実施・生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答・生活保護の申請に係る事実についての審査・職権による生活保護の開始若しくは変更・生活保護の停止若しくは廃止・就労自立給付金若しくは進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答・保護に要する費用の返還・徴収金の徴収、生活保護電算システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ※医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理、医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務、医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※福島県が委託元となる事務	【概要】生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】・生活保護の実施・生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答・生活保護の申請に係る事実についての審査・職権による生活保護の開始若しくは変更・生活保護の停止若しくは廃止・就労自立給付金若しくは進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答・保護に要する費用の返還・徴収金の徴収、生活保護電算システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ※医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理、医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務、医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※福島県が委託元となる事務	事前	
令和6年6月14日	II しきい値判断項目—2. 取扱者数—「いつの時点の計数か」	令和5年4月1日時点	令和6年3月31日時点	事前	
令和7年5月8日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	【概要】生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】・生活保護の実施・生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答・生活保護の申請に係る事実についての審査・職権による生活保護の開始若しくは変更・生活保護の停止若しくは廃止・就労自立給付金若しくは進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答・保護に要する費用の返還・徴収金の徴収、生活保護電算システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ※医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理、医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務、医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※福島県が委託元となる事務	【概要】生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】・生活保護の実施・生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答・生活保護の申請に係る事実についての審査・職権による生活保護の開始若しくは変更・生活保護の停止若しくは廃止・就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答・保護に要する費用の返還・徴収金の徴収、生活保護電算システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ※医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理、医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務、医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※福島県が委託元となる事務	事後	
令和7年5月8日	II しきい値判断項目—1. 対象人数—「いつの時点の計数か」	令和6年4月1日時点	令和7年3月31日時点	事後	
令和7年5月8日	II しきい値判断項目—2. 取扱者数—「いつの時点の計数か」	令和6年4月1日時点	令和7年3月31日時点	事後	
令和7年5月8日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 項番15 項番101 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令 第15条 ・福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第一 五	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表 項番23, 135 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める命令 第15条, 第48条 ・福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 第4条 別表第一 五 ・生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月8日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1 情報照会の根拠 番号法第9条 番号法第19条第8号 別表第二における情報照会者の項番(26)、(121)、第19条第9号</p> <p>2 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の情報提供者の項番 (9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120)</p> <p>3 福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第二 四</p>	<p>1 情報照会の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条, 第19条第8号, 第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表の情報提供者の項番(42, 43, 125, 161, 162)</p> <p>2 情報提供の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条表の情報提供者の項番 (13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172), 第15条, 第16条, 第20条, 第22条, 第30条, 第39条, 第42条, 第44条, 第50条, 第51条, 第55条, 第61条, 第65条, 第71条, 第76条, 第77条, 第78条, 第88条, 第89条, 第91条, 第98条, 第127条, 第134条, 第143条, 第146条, 第153条, 第157条, 第160条, 第163条, 第169条, 第170条, 第171条, 第172条, 第173条並びに第174条</p> <p>3 福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第二 四</p>		
令和7年5月8日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		<p>・十分である 個人番号登録時には、本人からの個人番号取得の徹底や、住民基本台帳ネットワークシステムによる照会時に4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。</p>	事後	
令和7年5月8日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		<p>・3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ・十分である ・職員が設定したパスワード及び顔認証を用いた2要素認証を行うことにより、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセス権限は年度ごとに更新している。</p>	事後	